

かわいがれ

署中も見舞
申上げます

鴨川法律事務所のルーツ
は、昭和四六年に坂元弁護士が事務所を開設した時点を求められます。その後、昭和五〇年に尾藤弁護士が加わり、名称も坂元・尾藤法律事務所となりました。更に、昭和五九年に私（山崎）が加入し、名称を鴨川法律事務所と改めました。



坂元弁護士



鴨川法律事務所の

素顔

次に、当事務所の弁護士と事務員を独断と偏見に基づいて紹介します。

× × ×

坂元弁護士の朝は早い。

六時一五分に起床し、仕事？と思いまや、ラケット片手にテニスの練習。テニスのスタイルは、ベースラインから球をつないで相手のミスを待つというタイプ。本人の弁では、強打で負かしてやる気をなくしては悪いからとのことです。が、その真偽や如何。弁護士会会長として、オーストラリアの弁護士の前で英語でスピーチをしてから、俄然、英語に興味を持ち、他の弁護士を

まき添えにして難解な英書講読をしています。もと裁判官としての経験からか、事実を一步離れて客観的に見る傾向があります。

× ×

尾藤弁護士は、当事務所

きつての強面です。決して見かけの童顔にだまされてはいけません。うるさ型の相手方への対処は安心してまかせられます。大学卒業後、中断していた尺八を数年前から再開し、昨年は準師範の職格をとり、ますます熱がこもっています。弁護士仲間の評判では、性格は円満で、日本道徳が良識を着て、鼻から息をしていることですが、はたしてその実体はどうなのでしょうか。現在、水俣病訴訟で多忙。

× × ×

事務局の有働氏は、いかなるときもあわてることなく堅実そのもの。その事務処理の正確さには定評があります。また、どの様な押



尾藤弁護士



略歴

さて、どんじりに控えた
私（山崎）ですが、現在の
ところ、仕事に追われる毎
日です。ただ東京出張の折、
新宿の末広亭で落語を聞く
ことや、弁護士仲間でサッ
カーをすることをひたすら
愉しみにしています。最近
専用のワープロを購入し、
「このワープロは天才だ！」
と叫びつつ画面とにらめっ
こしています。

同 59年	昭和33年	生	昭和22年	生	昭和34年	生
同 59年	56年	早稲田大学法学部卒業	京都大学法学部卒業	京都大学法学部卒業	36年	京都大学法学部卒業
同 59年	56年	京都弁護士会登録	京都弁護士会登録	京都弁護士会登録	43年	裁判官任官退官
同 59年	56年	京都弁護士会会員	京都弁護士会会員	京都弁護士会会員	43年	京都弁護士会会員

●坂元 和夫

● 尾藤 廣喜

し売りが来ようと、彼が応
待に出ると、不思議と直ち
に退散してしまいます。事
務局長として、事務員の労
働条件に気を配ることも忘
れません。

■さんは、愛称ドングリ
黒マントにすっぽりくるま
り、顔だけ出している姿が
いかにもドングリに似てい
るため命名されました。ワ
ープロの技能は驚異的で、
読解の困難な弁護士の長文
の原稿を瞬く間に美しい文
章へと変身させます。あど
けない表情をしていますが、
しんは強く、結婚してから
は、益々しつかりしてきま
した。



山崎弁護士

● 山崎 浩一	昭和33年	生	昭和22年	生	昭和34年	生
	56年	早稲田大学法学部卒業	京都大学法学部卒業	京都大学法学部卒業	36年	京都大学法学部卒業
	56年	京都弁護士会登録	京都弁護士会登録	京都弁護士会登録	43年	裁判官任官退官
	56年	京都弁護士会会員	京都弁護士会会員	京都弁護士会会員	43年	京都弁護士会会員

正義・裁判・弁護士への ア・ク・セ・ス

弁護士 坂元和夫

法律上権利があつてもそれを実現する手段がないければ、権利の名に値せず、手続があつても、現実にこれを利用することができなければ、権利は有名無実と化します。そのようなことは、法の窮屈の目的である正義が行なわれたことにはなりません。国民の正義へのアクセス(Access)は、具体的には、裁判へのアクセスであり、裁判へのアクセスは弁護士へのアクセスに始まります。

二 我が国では、昔から弁護士事務所の敷居が高いいといわれてきました。たしかに、弁護士は、従来、法律事務の独占という特権に安住していた向きがないとはいはず、その結果、権

利のある人が弁護士に相談する機会のないままにこれを実現できない事例が少なからずあつたと思われます。しかし、最近は、弁護士の法的サービスに対するニーズも、質量ともに飛躍的に増大し、これまでのよう、弁護士が敷居を高くしたまま事務所の安楽椅子にうずもれています。もはや許されなくなっています。

三 弁護士へのアクセスを容易にするうえで、克服すべきいくつの困難な障壁があります。

第一に、「費用の壁」です。弁護士報酬は、法的サービスに対する対価ですが、その額の決め方が、一般国民からみてわかりにくいので、弁護士へ

を妨げているということが指摘されています。弁護士会には報酬規定がありますが、事案の経済的価値を基本とし、これに、解決に要した労力、時間を加味して決定する原則をとっている

ため、個別事案においては、報酬額は、たしかに一義的に明確ではありません。アメリカのように、所要時間に単価を乗ずる方式をとれば簡単ですが、少額のケースの場合は、費用倒れになる公算が大で、必ずしも庶民の利益にならないように思われます。しかし、弁護士としては、事前に、できるだけ、依頼者に対し、予想される費用を告知することが必要です。

第二に、「距離の壁」があります。我が国では事務所が大都會に偏在し、都会でも、裁判所など官庁街周辺に集中しています。交通機関が発達した今日では、以前ほどではありませんが、京都では、府下北部在住の人などは、法的サービスを受けるのにかなりの不便を感じています。弁護士会では「弁護士過疎地対策」として、これらの地域に定期的に法律相談担当弁護士を派遣していますが、もとより十分ではありません。

第三に、「時間の壁」があります。弁護士は、一般に多忙であるため、相談を受けるのには、予約をしていなければ、急を要する場合は、弁護士も何とかやりくりをしますが、相談者も、切羽詰ってからではなく、問題が起つたらすぐ相談をされるよう普段から弁護士との繋がりを作つておられた方がよいと思います。

四

以上のように、国民のアクセスの手段である弁護士へのアクセスには、幾多の障壁がありますが、当事務所は、可能な限り、皆様が容易に法的サービスを受けることができるよう今後も努力していくつもりですので、ご期待ください。

以上

そのほか、正義・裁判へのアクセスを困難にする基本問題として、「法制度の壁」と、「制度運用上の壁」があります。これらは、個々の弁護士の力ではどうすることもできないことが多いので、弁護士会として取



法律はクロスオーバーする

弁護士 尾藤廣喜

二つの相談から

「三ヶ月だけ試験的に自動販売機をおかして下さい。売れなければなりません」という約束になっています。

法律の世界では、「契約は守らなければならない」ということわざがあり、契約した以上、Aさんは、どんな理由であれ、信販会社に文句はいえないように思えます。一方、常識的に考えれば、Aさんは本当に気の毒な気がします。さて、法律は、信販会社とAさんのどちらに軍配をあげるでしょうか。

この二つのケースだけではなく、契約した内容と健全な「常識」とが、ぶつかりあう「クロスオーバー」するケースは少なくありません。

次に、土地を買いたいと思って、ある不動産業者の案内で、土地を見にいきました。かなり駅から遠く、建築の制限も厳しいので、ためらっていたところ、業者の方から「他に今

買いたいといっている人がいる。買いますよ。手付金は一五〇万円ですが、後になると売れてしまうので、今すぐ契約してもらえば、とりあえず五万円だけ払ってもらえればけっこうです。残りは、二～三日後に入れて下さい。」といわれ、つい契約してしまったBさん。後でよく考えてみて、やっぱりやめようとした業者の方に連絡したところ、「手付金は一五〇万円になっています。残金の一四五万円を支払ってもらわない」と解約は認めません」と言われ、契約書をみると、確かに、一五〇万円が手付金になっています。さて、Bさんは、残金を払わないと解約できないでしょうか。

また、Bさんのケースでは、手付は現実に受け渡されないと手付とされない(手付の要物性といいます)という民法の考え方(第五七条や、宅地建物取引業法に「手付金を貸付けるなど

買いたいといっている人がいる。買いますよ。手付金は一五〇万円ですが、後になると売れてしまうので、今すぐ契約してもらえば、とりあえず五万円だけ払ってもらえればけっこうです。残りは、二～三日後に入れて下さい。」といわれ、つい契約してしまったBさん。後でよく考えてみて、やっぱりやめようとした業者の方に連絡したところ、「手付金は一五〇万円になっています。残金の一四五万円を支払ってもらわない」と解約は認めません」と言われ、契約書をみると、確かに、一五〇万円が手付金になっています。さて、Bさんは、残金を払わないと解約できないでしょうか。

また、おかしいなと思つたとき、あるいは、何か契約をしようと思ったときなどには、すぐに弁護士に相談されることをおすすめします。

正しい主張を通して法律を活用しよう

こういった場合、法律は、健全な「常識」を勝たせるために、いろいろな理屈を用意しています。

例えば、Aさんのケースでは、権利を主張したり、義務を実行するときには、信義に従って、誠実になさなければならぬというう司法(第一条)の基本原則がありますが、裁判所は、この条文を使って、機械販売会社と信販会社を一つの会社と同じように考えて、Aさんを勝たせています。

また、おかしいなと思つたとき、あるいは、何か契約をしようと思ったときなどには、すぐに弁護士に相談されることをおすすめします。

今日のように、社会が複雑になりますと、考え方方がクロスオーバーするケースが多くなってきます。健全な「常識」を通用させるためには、市民として、法律を有効に活用することが大切です。そのためには、法律的な考え方へのアレルギーを少しでもうすめていくことが何よりも大切です。

そのためには、市長として、法律を有効に活用することで、そのためには、法律的な考え方へのアレルギーを少しでもうすめていくことが何よりも大切です。

また、おかしいなと思つたとき、あるいは、何か契約をしようと思ったときなどには、すぐに弁護士に相談されることをおすすめします。

正しい主張を通して法律を活用しよう

こういった場合、法律は、健全な「常識」を勝たせるために、いろいろな理屈を用意しています。

例えば、Aさんのケースでは、権利を主張したり、義務を実行するときには、信義に従って、誠実になさなければならぬというう司法(第一条)の基本原則がありますが、裁判所は、この条文を使って、機械販売会社と信販会社を一つの会社と同じように考えて、Aさんを勝たせています。

また、おかしいなと思つたとき、あるいは、何か契約をしようと思ったときなどには、すぐに弁護士に相談されることをおすすめします。

裁判と証拠

弁護士 山崎浩

一

誰でも、自分の言い分が正しければ、裁判では必ず勝つにちがいないと思われるでしょう。

そのこと自体は当然のことであり、そうあるべきなのです。実際には、その言い分を裏付ける証拠がないと、どんなに正しい言い分であっても裁判官は認めてくれません。

本人訴訟で、純朴そうな人が懸命に訴えるのに対し、裁判官が「証拠はありませんか」と問うという情景を時折目にします。

このことに関して、故末弘蔵太郎教授の「役人学三則」という本に面白い話が紹介されています。

○ ○ ○

この話は、証拠による証明という観点からは、單なる笑い話と一笑に付すだけでは済まされない真実を含んでいるといえます。

裁判には証拠が必要であるという建前からすると、実体的な真実と裁判で認められる真実が一致しない場合が起きることも止むを得ないといわなければならぬわけです。

ただ、証拠裁判主義の必要性については、中世の魔女裁判の例を出すまでもなくおわかりのことと思います。突然、見ず知らずの人から一〇〇万円支払えと言わされたら、誰でも証拠を見せろというでしょう。あらぬ訴えから身を守るために証拠裁判主義は必要不可欠なのです。

法律の女神ユスティティアは、目に覆いをして、天秤を持っています。何の偏見にとらわれることなく、天秤に載せられた証拠によってのみ判断を下すのです。証拠がないとすがつても女神はふり向いてはくれませ

ん。

ですから、証拠になりそうな物はきちんと残しておく必要があります。証拠のうちでも書面は重要ですので、できるだけ書面にして相手方の署名をもらつておくことをおすすめします。

